

三光院家集(広本)解題

付称名院家集について補遺

伊藤 敬*

序言

本稿は、三条西実枝の広本系私家集三光院家集について解説したものである。歌数九百余首、定数歌と類題歌とに分かれている。家集の成立(一七〇〇年ころ)事情と流布のこと、編者のこと、各定数歌、類題歌等のことについて、特徴的なことを述べてみた。いまだ実枝についての調査研究は十分とは言えない。まず書誌的な整理が急務であると思い、その課題に応えようとしたものである。前回の父公条の家集に続き、広本系の一写本「光台集」(刈谷市立図書館)を底本として翻刻してみた。御利用いただきたい。

富士谷御枝は、和歌の歴史を六つに分ち、その最後の「今の世」を、新統古今和歌集成立(一四元)後の後花園院(一四四讓位)朝から当世までの三百余年としている(彦南井乃異則)。思うに、古典和歌の世界を、室町後期から近世初中期まで連続したものとして扱ったのであろう。この見方は、歌の主流を宮廷公家社会にみるかぎり、中世和歌・近世和歌と区切って解するよりも妥当な説と考えられる。この「今の世」の前半が、室町後期つまり十五世紀半ば過ぎから十六世紀の終りころまでの約一世紀半に当たる。

この時期——後花園・後土御門・後柏原・後奈良・正親町の五代の朝にわたり文学史の上での顕著な足跡を留めたのが、三条西実隆(一四四一—一五七)・公条(一四七—一五五)・実枝(一五二—一五九)の三代であった。和歌においても、冷泉(上・下)飛鳥井家とともに、否それ以上の歌道家として名を挙げたのが、この三条西三代であった。ために、従来は中世・近世の和歌史の接合点・要として、この三者の存在が注目されてきたのである。

しかし、この時期は、和歌の衰退・沈滞の時代と評価されて、主な歌人の伝記もその歌書も不問に付されていた。当代の文学研究は、連歌に、お伽草子に、そ

して猿楽・狂言に、あるいは五山文学にと、新興のものにのみ眼が向けられて、和歌は片隅に追いやられていたといつてよい。創造という面から照らせば、確かに当然のことであろう。が、萎縮した伝統であるにせよ、それが近世ひいては近代にまでも及んだことにおいて、当代の和歌が、さらに客観的に検討されるべきものをまだ有しているように思われるのである。

私はこれまでに、論の前にまず実証・調査をということ、実隆・公条の歌書に関することを一・二報告してきた。今回は続いて、三代目実枝の家(歌)集についての整理を以下に述べていくこととした。

殊に三光院実枝は、天文・永祿・元龜・天正の世——足利政権が崩壊し戦国の雄織田信長の登場する転換期に、その六十九年の生涯を過ごした、当代公卿を代表する一縉紳であった。その歌道・歌学そして古典学は、細川幽斎への古今伝授によって喧伝されているが、近世堂上あるいは松永貞徳以下の地下人の学問芸術の一つの下敷きとなったものである。当時の和歌・実枝の和歌に対する評価はともかくとして、実枝の伝、家集の整理が急務であろうと思われる。

今年度は、実枝の伝記と諸歌集歌書の伝本、それに家集の翻刻という三つの作

業にとりくみ、一まずこれを終えることができた。そして伝記と諸伝本のことを「国語国文研究」(第三九号)に、広本系三光院家集の解題と翻刻とを本誌に掲載することにした。併覧いただき、御批正を賜わりたい。

一、広本の成立について

三光院家集は、三条西実枝(永正七・五二—天正七・五五、六九歳)の他撰私家集である。薨去の前々日に出家、院号を三光院としたために、三光院の名称を冠する。(従って、実隆Ⅱ逍遙院が三年間、公条Ⅱ称名院が三年間というようには、生前人々に親しまれた名称、院号ではない。)

私家集伝本書目や国書総目録によると、実枝(実世・実澄)の歌集や歌書が二十余种掲げられている。その内の十八種の写本を見ることができたが、それらの総括的なことは別稿(国語国文研究完号)に譲り、ここでは、翻刻の底本とした広本(野宮定基編)系写本についてのみ書誌的解題を施しておきたい。

広本系の写本は、奥書の有無等により次の三種に分かつことができる。(以下、記述の便宜上、私家集伝本書目記載の順に各写本に通し番号を付し、それを用いることとした。森文庫本は書目に洩れている、仮に21とした。)

奥書を持たないもの(甲類) 1 東北大・狩野文庫本

67 高松宮家本

11 天理・竹柏園旧蔵本

雲泉子と松井幸隆の(乙類) 18 刈谷市立図書館本

奥書を有するもの 19 刈谷市立図書館本

雲泉子・幸隆・保長(丙類) 4 書陵部蔵本

の奥書を有するもの 21 大阪市立大・森文庫本

今仮に甲乙丙をもって呼んだが、乙と丙にみられる奥書は次のごとくである。

此三光院前内府 実枝公 御詠者野々宮中将 定基朝臣 所集結
也依奉懇願被恩免之令書写校合畢努々不可他見者也

元禄十五年 午 大呂上幹 雲泉子

蒙 定基朝臣之許可以雲泉手書之本写之

元禄十六年 癸未 四月中浣 六聰軒幸隆

安永五 丙申 十月二日書写畢 保長

これらの奥書により、実枝の歌集・歌書・詠草等の散在していたのを、野宮定基(後述)が収集類編して定本私家集を作り、それが、雲泉子・幸隆らによって書写流布したことがわかる。定基自身の跋文をもつ写本は今のところ見えないが、乙・丙類の定数歌四の跋に「方今定基臨類聚之時」の語がみえるので信じてよいと思う。

ただ、乙類と丙類の書承関係は、その内容や本文の共通性において奥書のごとき経路を確かめうるが、甲類は乙・丙類と比べてみるに、重出歌・漢文註記・本文異同・連歌発句収載等において、直接の書伝関係をもたないのである。つまり、甲類即定基の編著(乙・丙類の原典)とはならないのである。とすると、ほとんど同内容を有する甲類と定基との関係はどうなるのであろうか。私は一応、甲類は定基の第一次編集本とみておきたい。これをさらに定基が整理し註記を加えて完本ができ、それを雲泉子以下が書写したものであろう。

右の推定が許されるならば、広本成立の事情はおおよそ次のようになる。種々の歌書詠草集により、12三光院集(井上宗雄氏蔵)——(収載歌数完六首、部立て、歌会詠、雑集というように、未整理、重出歌を含む)が作られた(編者未詳)。その上さらに、定数歌集の部を加え、散在する詠草を収集して類題の部を作ったのが定基であった。その後、定数歌(三と四)との間に生じた重出という欠を改め、所伝を漢文体で記載して、決定版としての実枝家集ができた。この定基編の家集が、同門の雲泉子・幸隆らの書写するところとなり、一方で、第一次編集本もまたそのままの形で流布した。(編集類編時に用いられたと思われる写本詠草類については、別稿「三光院実枝評伝」国語国文研究三九号参照。)

以上の四段階が考えられるのである。

なお、群書一覽(尾崎雅嘉、享和元・一八二一成立)所載の「三光院実澄公集」は解説の内容からみると広本系のものであるが、成立や奥書についてのことがないので、甲類の写本かと思われる。また、大日本歌書綜覧(福井久蔵)にも「三光院実澄公集」なる一本が紹介され「元禄十二年雲泉子の写本あり」とされているが、十二という年次の出所は不明である。両者ともに「実澄公」とするのは、実枝の時代より実澄の時代が長いゆえであらうが、この標題の写本はまだ管見に入らない。

ここで、広本の編者野宮定基について、簡単に触れておこう。定基は、寛文九

年(二六九)七月、権大納言中院通茂の二男として生まれ、延宝三年七歳で叙爵。同五年に叔父野宮定縁の薨(四十一歳、権中納言、中院通純の二男、通茂の弟)に当たり、重ねて中院家から出て野宮家を嗣ぐこととなった。元禄元年十二月に左中将(二十歳)となったが、参議となったのは宝永元年(一七四)三十六歳のことであった。翌二年従三位、以後、元日・踏歌節会外升・東照宮奉幣使等の任に当たり、宝永七年には正三位に叙せられたが、翌正徳元年(一七二)六月二十九日に権中納言に昇って急逝した。四十三歳のことであった。野宮家は、北家師実流で花山院(清華)の庶流、羽林家の家格である。定基は当時、堂上有職四天王と称されたほどに、有職故実の大家として名が高かったという。松堂・閑人・四雑生と号し、平家物語考証(全十二巻)や有職関係の著述、日記等を後世に残している。

実父中院通茂(一三三—一七〇)がすぐれた歌人であり後水尾院より古今伝授を受けていること、中院家と三条西家とは代々親しかったこと、三条西三代が堂上歌壇において尊崇されていたことなどが要因となって、定基は実枝の集を編んだものであろう。殊に、中院の祖の通秀(十輪院)とその弟牡丹花肖柏とは、実枝の祖父実隆と親交のあった人々で、やがて通秀の曾孫通為は、公条の子つまり実枝の妹を室として迎えている。それから通勝(素然、也足軒)・通村(後十輪院)・通純・通茂と続いた、歌道や学問に秀でた由緒ある家柄(大臣家)であった。通茂には和歌に関する著述が多いが、その中で門人松井幸隆の聞書した「溪雲問答」が著名である。例えばその中に「中院通秀は逍遙院の師匠なり、師に勝れたるは逍遙院一人とぞ」とある語など、両家の関係をよく語っている。

定基が中将となったのは、前述のごとく元禄元年十二月の時である。奥書の「中将定基朝臣」というとおりとすると、二十代の後半か三十代の前半に類集したものと思われる。雲泉の書写した元禄十五年は、定基が三十五歳の時である。

乙類本の書者雲泉子・幸隆はともに通茂の歌道の門人であった。その親しさから定基に懇望して書写を許されたものであろう。雲泉の伝はよくわからない。「溪雲問答」の中に十三か所ほど名がみえている。幸隆は本姓山田氏、掛川の人で、京都二条町奉行の与力を勤めた。「愚問賢注六窓抄」の著者として知られているが、「古今集類題」とともに、「三玉集類題」を作り、三条西家歌学とも縁のある人である。生没年未詳。「溪雲問答」の聞書者であることは前にも触れた。

この幸隆の書写を去ること七十余年の安永五年(一七六)に重ねて書写した保長なる人物については未詳である。ただ、書陵部や大阪市立大の伝本を、安永五年写とするのは誤りである。保長の真蹟としての証明がない限り、他にも同奥書の写本があるのであるから。

二、広本の内容について

広本は、前半が定数歌四部の集、後半が部類歌集となっている。歌数は乙類の場合で、三七〇と五三五の計九〇五首と発句二句。甲類はそれぞれ小差がある(1は連歌を含み、6は奥に漢詩七絶二首を付す)が、部類歌の五五五首は一致する。(ただし、1東北大狩野文庫本は草稿様の写本であり、定数歌も(3)のみ、しかもその序が後半からのものであるので、甲類の中でも特殊のものである。今後甲類とは、6711をさすこととする。)

始めに四種の定数歌について注意すべき点をあげておく。

(一) 着到百首 大永五年自九月九日至後十一月十九日

実世 于時十五歳

現存する詠草としては最も古いものである。六百番歌合の百首題によったもの。御着到となっていないので家の着到歌と思われるが、実隆公記にも再昌草にもこの大永五年の着到のことはみえない。しかし、以下に述べる写本のこととともに、実枝はこのころ修業期を迎えていて、盛んに歌会を営んで祖父や父の指導を得ているので実隆や公条らとともに着到歌のしかも六百番歌合題による作歌修業としてこの年に詠じたものと考えられる。

この百首は、巻頭の部分の二首(歌のみ、題あり、元日宴・余寒)が欠けている。広本雪玉集(板本)の異本の部所収の同題の百首(巻七ノ四)もまた一首目の歌が欠けている。史料編纂所蔵称名院詠草(四三三の三)の五番目にある百首もまた、同題であって始めの二百分を欠く。しかもその始めに「大永五年、公条九十」とあり、さらには旧恋の歌を欠いていて、その公条詠と思われるものが、6と7の三光院集の実世の百首中に「外ニ一首アリ同題公条歟」として入っている。以上のことから、実世・公条・実隆の順で寄せ書きされた着到歌の七首目(実隆の歌)までが、何かの事情で汚損したことを考えられ、祖父・父・子の三人で詠じた家の着到歌であることは誤りがないように思われる。(註)

(二) 冬日侍 大聖歡喜尊天室前詠百首

後二位權大納言 藤原実世朝臣

奥に「天文十一年壬寅孟冬吉辰 願主敬白」とあり実世三十二歳十一月の詠である。翌々十三年六月には実澄と改名するので、実世時代の終りのものといつてよいし、また三十代の始めのものともいえるものである。前年の正月に父公条は内大臣に、同三月には実世もまた権大納言に昇っている。この百首については、実世の伝記の上で、何のための願であるかということに興味をひくのであるが、今のところ詳かでない。察するに子思公世（時に五歳）の任侍従等のことがあったりして、家運の隆昌を祈ったものかと思われる（ただし、公世は翌々十三年に卒去する）。子の日の歌に家の栄えを祈り、祝の歌にもまた「まとかにみてる千代の宿」と祈念している。殊に懐旧の歌を

世にしたふ親のおやなる子の子にて立もつつかぬその名をそ思ふと詠んでいるところに、実隆・公条と続いた家の誉れに対する三代目実世の心境をみる事ができるように思う。

なお、歡喜天（略して聖天）に対する信仰はこのころ禁裏にては盛んだったようである。後奈良院の代、聖天法楽の連歌、和漢の御会が月次の形で張行されている（お湯殿上日記）。障碍を除去する御利益ということで、当時の世相時勢からの救済を祈願したものであらう。実世のものとしては他に、正三位権中納言時代（天文十一年）に詠じた「春日同侍 大聖歡喜尊天室前詠百首和歌」（15、高松宮家蔵）がある。

(三) (百首)

重三台 実澄

詠出年月日の記載はない。実澄改名は天文十三年三十四歳、重三台（権大納言）は天正五年六十七歳までであるので（大納言は、天正六・七年）三十数年に及ぶ間のこととしかわからない。ところが、雑部の老後述懐の歌は次のようになっている。（傍線私）

百歳のなかはも過ぬ時を得る世にひかれても末はたのます

五十歳を過ぎたころとすると、第二回目の長期在国（永禄二年四九歳—永禄三年卒九歳）中のこととなる。この百首には和文の長文の序がついている（1狩野文庫本は、後半の「ひなのわかれに」以降のみで、前半を欠く）。その中に「松浦の沖の風をしつめ」た修理大夫義貞の乞いにより批点を加うるうちに、奥にひ

かれて同題の百首を詠じたことが述べられている。修理大夫義貞とは、有馬義貞（五三—五五）、有馬晴純の子、肥前日野江城主）のことと思われる。初名義貞、將軍義晴に仕えて修理大夫・相伴衆になり、元龜元年の秋に隠居、天正四年（没年）に受洗したという。松浦の沖云々は、松浦隆信（？—五九）が永禄七年平戸城主の時にポルトガル船を襲い、やがて敗退した折りのことをさすのではなからうか。（義貞、隆信のことは、「戦国人名辞典」春秋社・「地方歴史大年表」人物往来社による。）とすると、序文中の「ひなのわかれに」とし経にし「後の語を思いあわせて、駿府在国時の永禄八年前後の詠と思われる。五十五歳前後のこととなる。以上のように推定しておく。

(四) (七十首)

江東遊士 実澄

終りに「弘治三年卯月廿日」とあり、編者定基が跋文に詳しく記すごとく、父公条七十の賀算に寄せた七十首詠である。第一回目の長期在国（天文二年四三歳—弘治四年—永禄元年四六歳）中、四十七歳の時の詠である。公条は弘治二年に七十歳を迎え、公条の姉尚子（元条尚経の正室）の子九条植通（前関白入道行空）がその賀会を張行した際に、知己三十七人が七十首を詠じている（群書類従三九輯）。それを聞いて、駿河にいた実枝が翌年に同題の詠をなしたものである。広本系写本には実澄の序文がないが、16、三光院内府百首有序（高松宮家蔵本）は、表題のごとく序を有している。それによると、種通が実澄の許に七十賀歌の一卷を送り、それに対して「かくまでかすまへさせ給なるをたに返し率らんもつみえかましければ」とて実澄が返したものである。

跋文中で定基が指摘するごとく、都を恋ふる実澄の心、殊に

時鳥わかおこたりやうらむらんかへれと告るこゑもまとをに（郭公稀）

という歌には、身の怠りを自責している実澄の心境がうかがわれ、興味深い一巻となっている。

以上、四つの定数歌について、特に触れておきたいことを述べてきた。実隆・公条に比すれば、京師を離れることが長かっただけに、実澄の詠の伝えられることは少なかった。定数歌で現存するのは、この四種の他に二種（15、17）を数えるのみである。それは次の部類歌においても言えることで、同時代の山科言繼（五七—五九）が丹念に御会・歌会歌を書きとめていった（言継卿集・群書類従、竜門文庫）のとは対照的である。次に、少ないながらもそうした歌会等の注記を含

む部類歌集について触れておく。

(五) 広本の書写系統と、甲類、乙・丙類の相違について

イ、甲類と乙・丙類の収載歌数（部類歌のみ）

	甲類	乙類	実数
春	120 (6)	117 (2)	115
夏	52 (3)	49	49
秋	129 (5)	129 (2)	127
冬	73 (3)	70	70
恋	75	73	75
雑	106 (9)	97 (2)	97
計	555 (26)	535 (6)	533

3、2、1、注
 のままにしてある。他人の歌(雑答)は、新出歌があることによる。重出歌と一致しない分は、実数()は重出歌数を示す。

口、私云等の漢文註記等の有無（注の語句については、翻刻参照）

(六) 詠出年次について

乙類における総教數五三五首のうち、詠出年月日の注記されているものは約一八〇首(三四%)である。そして約八〇首が天文十九年四十歳以前、約百首が永祿十三年六十歳以降のものである。さらに、前者八〇首のうちの六〇首は天文十一年(三三歳)の太神宮法樂歌であり、九首は同年の重陽の歌である。後者においても元龜元・二・三年で五四首、天正三年が四一首となっていて、全く偏った教値を示している。約一八〇首のうちの九〇%が以上の五年間に集中していることに注意しておきたい。

右のことは、実校の生涯と関連していることである。廷臣としての活躍期に對

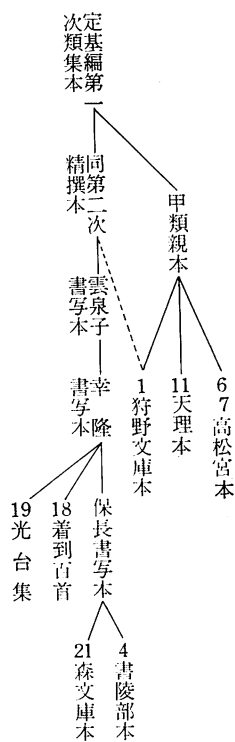
右のことは、実校の生涯と関連していることである。廷臣としての活躍期に対応するものであるが、今は筆を省き、家集における一特色として指摘するにとどめる。歌会名のみ、全く注記のない他の歌については今のところ手がかりはなない。明記のものからみて、大半は晩年期の作かと推定されるのみである。紙数も予定をこえたので、以上をもって三光院家集の紹介を終えることとする。

称名院家集について補遺

苦小牧高専紀要第二号（昭和卅三年三月）に、三条西公家集の解説と翻刻とを掲載したが、その後の調査結果また補正すべき点などをこの機会に報告しておきたい。

始めに、前回までに未見のもので、その後手にするこゝでできた写本について。(写本の番号が私家集伝本書目記載の順によることは前回に同じ。)

右の二つの表から、乙類の写本は重出歌を整理していること（ただし、さらに六首を残している）、甲類で四首（恋、雑）、乙類で三首（秋）がそれぞれに増加していること、そしてこれらの写本の系統図はおおよそ次のようになることが理解される。（狩野文庫本は、墨朱の書き入れ、消去等甚だ多く、まだ未詳であるが、一応の推定をしておく。）



(六) 詠出年次について

乙類における総歌数五三五首のうち、詠出年月日の注記されているものは約一八〇首（ $\frac{32}{100}\%$ ）である。そして約八〇首が天文十九年四十歳以前、約百首が永禄十三年六十歳以降のものである。さらに、前者八〇首のうちの六〇首は天文十一年（三三歳）の太神宮法衆歌であり、九首は同年の重陽の歌である。後者においても元亀元・二・三年で五四首、天正三年が四一首となっていて、全く偏った教値を示している。約一八〇首のうちの九〇%が以上の五年間に集中していることに注意しておきたい。

右のことは、実枝の生涯と関連していることである。廷臣としての活躍期に対応するものであるが、今は筆を省き、家集における一特色として指摘するにとどめる。歌会名のみ、全く注記のない他の歌については今のところ手がかりはない。明記のものからみて、大半は晩年期の作かと推定されるのみである。

紙数も予定をこえたので、以上をもって三光院家集の紹介を終えることとする。

称名院家集について補遺

苦小牧高専紀要第二号（昭和卅二年三月）に、三条西公条家集の解説と翻刻とを掲載したが、その後の調査結果また補正すべき点などをこの機会に報告しておきたい。

始めに、前回までに未見のもので、その後手にするのできた写本について（写本の番号が私家集伝本書目記載の順によることは前回に同じ。）

（一） 12 京都大学付属図書館蔵 称名院集（三・三・一九）

翻刻の底本にした架蔵本と同内容のものであるが、春一五九・夏二五・秋一五を欠き、春一一五・恋六四を見せ消ちとし、雑の二二と二三の間に千首太神宮法衆歌中の野亭を補入していることと、定数歌の式を載せていないという差がある。従って底本より古い写本と思われる。

また、歌会や詠出年月日の注記が多いのが、この写本の特長となっている。底

本はそれらを略したものとと思われるので、公条の歌を年代別に考えるためには貴重な伝本である。汚損なく良筆の善本である。(註参照。)

(二) 32 大阪市立大学蔵 森文庫本

称名院右大臣公条公集(九二・S・A・N)

同じく広本系の写本である。歌の出入り、歌順の相異点などからみて、翻刻の校合に参照した私蔵の一本に近いものである。ただし、各部立の終りに、「小倉本」として追加十九首がある。その内の十七首は定数歌に重なるが、小倉本については不明。西園寺流の小倉家に伝わった写本の称かと思われる。

なお、内題の文字等につき、奥書に次のように注がある。

称名院右大臣 公条公集

標題字鳥丸光榮卿筆

本書筆跡別本秀葉集と同筆

四十四 辛亥の歳 秋終日 旧愛宕家蔵

光榮(六九・一七四)筆とすると、前稿にて触れた千種有統(有敬、六六・一七六)と同世代の人間であるので、公条の集がこのころ流布したことがわかる。また、享保一六年(一七三)が辛亥の年に当たるので、このころの書写か入手なのであらう。(光榮は四七歳であるので、四七については不明だが、光榮の年齢かとも思われる。)なお、秀葉集は、光榮の曾祖父資慶(六三・一六九)の歌集のことであらう。不明の点の多い奥書であるが、今後の調査を待ちたい。

(三) 8 高松宮家蔵 称名院三光院集(は・二・二〇)

同じく広本系写本で、前記京大本と内容と同じくする。つまり詠出年月日の注記を持っている。しかし定数歌においては、京大本よりもさらに(三)の詠三十首以下の七種を載せていない。京大本の終りを省筆したか、あるいは京大本よりも古いものであるかのどちらかと思われる。

(四) 14 祐徳稲荷寄託 中川文庫本 称名院家集(六・三・二・六五)

総歌数一五八二首、部類化した、公条類題歌集である。従来の類題の部(広本の上巻)に定数歌を組み入れたもの、これに類する写本は他にないので、特色あ

る写本である。詠出年月日の注記のあるところから、前記の、京大本・高松宮家本系の写本を用いたものと思われる。

従って、底本の総歌数(二六六首)より少ないのは当然であるが、高松宮家本よりも更に歌数が少なくなっている。兩本にない定数歌(元や無題のもの四(一首)(七)(十首))を収めていないが、それにしても不足である。今仔細に当たると、他は二百数十首について、後に検討することとする。

以上が、広本系写本に関するものである。次に狭本系や定数歌の集について触れる。

(五) 15 島原公民館蔵 松平文庫本 中納言公条集(三七・元)

今までに紹介してきたものとはまた異なる写本である。内容を表示すると次のようになる。(各項のゴジツク数字は、前稿にあげた定数歌の番号である。)

- | | |
|---------------|--------------|
| 1、6 後奈良院御着到百首 | 5、21 三十首 |
| 2、22 三十首 | 6、28 十首と同題一首 |
| 3、27 二十首 | 7、23 三十首 |
| 4、29 十首 | 8、雑集二十七首 |

総計二五八首を収めている。しかし、内容を検すると次のように他人の作を交えた粗本である。5の三十首は公条の詠ではなく、政為(下冷泉)のものである。道堅法師詠(書陵部、五二・八元)に、道堅と公条の詠とともに収められている。永正九年の詠である。公条のと誤ったのであらう。6の十首中の公条詠は三首のみで、他は実隆らの詠である。雪玉集卷十五の六に公条に和した実隆との二十首(永正・正元)があるが、四首は実隆の詠、あとの四首は不明(道堅の詠と思われる)。7の三十首についても、雪玉集卷十三の十三、道堅法師集(書陵部五二・七元)に掲載されているが、底本の分との四種において種々相違している。資直(富小路)・実隆・公条・道堅四人で詠じたもので、そのため錯雑したようである。8の二十七首も、出典等不明で整理以前のものである。底本所収のものは六首あるが、他も公条のものとは保証できないように思われる。

煩雑になったが、道堅・実隆の家集を参照して決着されねばならない写本であることを注意しておく。

最初の着到百首を除くと、他は永正年間の作である。公条が中納言(永正六―

同六年）在任中のものであるので、「中納言公条集」と呼ばれたものであろう。中納言の時代に公条あるいは実隆らに近かった資直・道堅らによって集められたものかもしれない。そのあとで着到百首を付したものであろうか。今のところ類書の出現を待ちたい。

(六) 東大史料編纂所蔵 称名院詠草 (四三・三)

定数歌と雑集との、a・b型に属する写本であるが、同型のものは他にない。「西莊文庫」旧蔵印を有する。

2・8・9・10・大永五年着到百首（三光院家集解題参照）の計五百首の定数歌のあとに、(36)雑集九九首・33（仲秋十首部）・34（漢詩七絶二首）・雑集十首（うち三首部類にあり）と続き、最後にまた3の百首が付されている。和歌の計は七一九首である。

特に、大永五年の百首は他の歌書に未見のものであることが注目される（註）。実世の修業のために実隆と三人で詠じたと思われる着到歌（自九月九日至後十二月十一日）で、始めの二首（元日宴・余寒）の本文を欠いているのが特色である。（旧恋の一首も欠けているが、それは称名院三光院集（高松宮家蔵）所収の実世の百首中に紛れている。）

(七) 同、称名院和歌 (四三・五)

部類されない、一二二首の集である。冬月・遠山雪・初恋・松雪積・炉火というように始まっている。広本の類題集の部にはいっているので、(36)雑集九九首のさらに成長したものとみられる。

虫損やや甚しく、九行・十行あるいは十二行書きと、体裁の整っていない面がみられるものである。

(八) 同、称名院三百首 (四三・六)

定数歌8・9・10の各百首の集である。a型（1称名院集・27称名院集）の前半にあたるもの。これは奥書を有する。

件本三光院自筆之鳥子横切本也

以□霞寺時長本書写之 廿六日十二枚

染筆同廿七日書終之今日一校

元和八夷則卅 親顯在判

実枝自筆本から西洞院時長（四二―一五兵出家）が写しとり、さらに北畠親顯（六三―一三三、中院通勝の二男）が書写したというものである。実枝と時長のことからみて、公条生存中にまとめられていた三百首のように思われる。

(九) 北岡文庫蔵 聴雪和歌抄百首部類 (六印)

北岡文庫蔵書目録に掲げられている。解説に、「着到百首和歌永正五九月九日」「着到百首和歌永正六九月九日」「着到百首和歌」。第二のものは「再昌草にみゆ」とある。この三百首はそのまま雪玉集に収められて、実隆の歌とされてしまったが、板本刊行時においても疑いを存したためであろう、巻十六異本の部に収められている。これは、「雪玉集定数歌考」（苦小牧高専紀要創刊号）にて述べたごとく、公条の歌である。広本の(一)(二)である。12京都大学蔵本の(一)の百首のあとに、「此百首異本道遙院詠云々古本称名院詠云々」とあるように、古くから混同されたものである。

(十) 静嘉堂文庫蔵 武家百人一首 (五二・一)

表題は次のごとくである。

武家百人一首 付纂景集西行法師集

着到百首

道遙院殿堯空御詠歌

最後の百首には次のような序跋がある。

此一帖ハ道遙院堯空の御詠歌前内大臣公条卿

御自筆之本をもて写し置ぬ

右一帖道遙院殿堯空御詠歌也前右大臣公条公御自筆の本もて書写しぬるよし写本を市め得たるままに

享和三のときさらき初七日の日写し畢ぬ

城東翫書翁識

そしてここに、「着到百首、永正五年」「着到百首和歌 永正六九月九日」の二百首が収められている。これらもまた公条の詠である。広本の(一)(二)である。雪玉

集板本卷十六にも収められたものである。

(十一) 30 書陵部蔵 称名院右大臣三十首 (五二・三三)

(十二) 31 書陵部蔵 北野社詠三十首和歌 (伏・二八)

両者とも未見のため、前稿では()を付したものである。定数歌の25・29かとしたが、やはり同じものであった。表の中の()を外してよいものである。

(十三) 7 高松宮家蔵 称名院詠 (七)

前述の京大蔵本(12、称名院集)と同内容のものである。年月の注記があり、定数歌の(元)を載せていない広本系写本である。

脱稿後に判明したため、順序を変えず、ここに付記することとした。(一)の解題を参照していただきたい。

以上十三種の写本について紹介した。他に、東京教育大所蔵の「称名院殿懐紙」など未調査のものがある。今回においても新しい型の写本がみられたように、内容を異にするものがまだあると思われる。いずれ機会を得て追加したい。

最後に、前稿でおかした誤りを訂正しておきたい。

前稿の序に、千首和歌太神宮法楽(類従十輯)の出詠歌人を例としたが、詠歌数の算出を安易に行なってしまった。類従本の奥に、「右十百首丙寅之歳於浪花得之。頗雖有不審依無類本不能校合矣」とあるその「不審」に余り氣をとめず、他の写本(書陵部・三手文庫・中川文庫など)と照合するのも怠って、各歌人の出詠歌数を類従本によって数えて使用した。今回、実枝や公条の家集を調査するうちに、数の相違に氣がついて、改めて当時の模様を録した「言繼卿記」をみると、二月九日十日に先だつ六日の条に、「御千首各歌数相定候了」とあり、九日の条にその歌数が注記されている。そしてその数は実枝の家集内の数と一致し、公条の場合もより近い歌数となる(高松宮本で无首)。つまり類従本のいう「不審」はこのあたりを指したものでらしい。前内大臣が内大臣に(その逆もあるう)、無署名の後奈良院詠が実世や公条のものであったりしている。千首和歌の他の写本をみていないので、正確には次の機会をまたねばならないが、言繼の記載する

数は信じてよいと思う。群書解題には歌数について触れてないので、参考までに比較の表を掲げておく。天皇と同数ということで、公条の宮廷における地位がよくなる例である。

類従	言繼	順位	院	敦	公	良	奈	後
113	83	1	敦	公	良	奈	後	
60	63	3	教	条	貞	宮	伏	
77	83	1	頼	西	西	条	三	
62	60	4	世	公	条	条	三	
58	60	4	豊	夷	西	西	勸	
40	40	16	綱	伊	寺	井	飛	
65	60	4	長	永	井	寺	甘	
65	60	4	家	伊	井	寺	高	
28	30	17	房	永	井	寺	萬	
43	45	9	秀	兼	小	倉	廣	
50	52	8	繼	言	橋	科	山	
48	45	9	規	基	院	明	持	
35	43	14	業	雅	位	二	伯	
30	30	17	久	範	倉	高	中	
40	45	9	為	通	院	中	四	
46	43	14	遠	季	辻	御	持	
41	20	19	治	宣	門	明	飛	
20	45	9	孝	基	院	井	富	
20	45	9	教	雅	井	路		

今回もまた、高松宮家を始め各図書館、文庫関係その他多くの方々から多大な恩恵にあずかった。深くお礼申しあげる。失礼ながら、お名前は省かせていただいた。

なお、この紀要に掲載した実枝・公条の小稿と翻刻は、他に草した「三光院実枝評伝」(国語国文研究第元号)とともに、昭和四十二年度の文部省科学助成金による各個研究の一部であり、翻刻には前回と同じく、協力者である本校講師遠田昭良氏の助力を得たことを付記しておく。

註 脱稿後、八嵐正治氏の御教示により、書陵部に三者の詠を写した一本のあることを知り得たことを付記しておく。その跋文は次のごとくである。

為羽林稽古日課馳筆
無一首之可取可知之

大永五年後十一月十九日

助教授 一般教科

昭和四十二年十二月十八日受理